

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	法令の番号	昭和48年法律第112号
不利益処分の種類	基準不適合の家庭用品の回収命令	根拠条項	第6条第1項
処 分 基 準	<p>保健衛生上の見地から、法第4条第1項に基づき、別紙第1のとおり有害物質の含有量、溶出量、又は発散量に関し基準の定められた家庭用品、又は同条第2項に基づき、別表第2のとおり毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物である有害物資を含有するものとして、その容器又は被包に関し基準が定められた家庭用品の、製造、輸入又は販売の事業を行う者が、その基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するために特に必要があると認めるとき、知事は、その者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	生活衛生課 交付 機関
			生活衛生課
			目次 NO